

令和6年度 第3回宇都宮市保健衛生審議会

日 時：令和7年1月27日（月）

午後7時～

場 所：宇都宮市保健所 大会議室

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 会長及び副会長の選任

4 議事

(1) 報告事項

① 「第2次宇都宮市自殺対策計画」について 資料1

② 「(仮称) 第3次健康うつのみや21」(素案) に対するパブリックコメントの結果について 資料2

(2) 協議事項

「(仮称) 第3次健康うつのみや21」に関する答申(案)について 資料3

5 その他

6 閉 会

宇都宮市保健衛生審議会委員名簿

(任期:令和6年12月16日～令和8年12月15日)

委員種別	No.	氏名	推薦団体等名称及び役職名等	備考
第1号委員	1	長谷川 武士	市議会議員	
	2	福田 久美子	市議会議員	
第2号委員 (学識経験者)	3	石川 鎮 清	自治医科大学 教授	
	4	小 橋 元	獨協医科大学 教授	
第3号委員 (各種団体の代表)	5	松 本 国 彦	宇都宮市医師会 会長	
	6	北 條 茂 男	宇都宮市歯科医師会 会長	
	7	保 坂 恒	宇都宮市薬剤師会 理事	
	8	朝 野 春 美	栃木県看護協会 会長	
	9	新 井 和 恵	栃木県栄養士会宇都宮支部 支部長	
	10	野 間 重 孝	栃木県済生会宇都宮病院 院長	
	11	寺 内 幸 夫	栃木県獣医師会 副会長	
	12	菊 地 正 幸	栃木県食品衛生協会 宇都宮支部 支部長	
	13	中 野 智 之	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部 支部長	
	14	大 森 幹 夫	宇都宮市自治会連合会 副会長	
	15	劔 持 幸 子	宇都宮市民生委員児童委員協議会 会長	
	16	金 沢 佐 江 子	宇都宮市女性団体連絡協議会 副会長兼事務局長	
第4号委員 (市長が必要と認める者)	17	秋 本 薫	宇都宮商工会議所 議員	
	18	伊 藤 雅 幸	宇都宮市小学校長会	
	19	築 嶋 利 美	宇都宮市食生活改善推進員協議会 副会長	
	20	野 上 有 子	公募委員	
	21	藏 谷 友 香	公募委員	

宇都宮市職員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	保健福祉部長	小島 泰久	
2	保健福祉部参事(保健衛生担当・保健所副所長)	田谷 浩行	
3	保健所長	中村 好一	
4	保健所副参事(衛生担当)	木原 晴子	
5	保健所総務課長	大島 誠司	
6	保健所総務課主幹(健康増進・保健予防担当)	菅谷 寛子	
7	健康増進課長	横塚 圭恵	
8	健康増進課 保健センター所長	杉山 佐千子	
9	保健予防課長	石和 裕則	

宇都宮市保健衛生審議会の概要等

設置目的	宇都宮市附属機関に関する条例（昭和 4 2 年条例第 1 号）第 2 条に基づき設置されている附属機関であり，市長の諮問に応じ，市民の健康づくりの推進及び生活衛生の向上に関して必要な事項（下記参照）について審議する 【所掌事務】 （１）健康づくり事業に関すること （２）食品の安全対策に関すること （３）救急医療対策に関すること （４）精神保健対策に関すること 等の保健衛生全般
組織	委員 2 2 人以内をもって組織する （別紙 2 「宇都宮市保健衛生審議会規則」 参照） 【委員の構成】 （１）第 1 号委員 市議会議員 （２）第 2 号委員 学識経験を有する者 （３）第 3 号委員 関係団体の代表者 （４）第 4 号委員 市長が必要と認める者（公募委員）
任期	2 年間 （現任期：令和 6 年 1 2 月 1 6 日から 令和 8 年 1 2 月 1 5 日まで）
主な会議事項	・ 計画の策定に関する諮問・答申 ・ 関連する保健衛生事業の取組状況報告について 等

宇都宮市保健衛生審議会規則

平成 10 年 3 月 31 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市附属機関に関する条例(昭和 42 年条例第 1 号)第 3 条の規定に基づき、宇都宮市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 22 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 13 規則 16・一部改正)

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 4 条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 13 規則 16・追加)

(関係人の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第6条 第3条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3条第2項中「会議は」とあるのは「審議は」と、「出席しなければ開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「関係人の出席を求め、その」とあるのは「関係人の書面又は電磁的記録による」と読み替えるものとする。

(平13規則16・旧第4条繰下)

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

(平13規則16・旧第5条繰下、平18規則40・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平13規則16・旧第6条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第16号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月22日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関，規則又は要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開又は非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、法令、国又は県の指針等に別段の定めがある場合又は会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和５年４月１日から施行する。